川口市広告掲載基準第４条第２項第４号の市税の納付状況について、川口市が調査することに同意いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 住　　所 | 〒 |
| 事業者名 |  |
| 代表者名 |  |
| 決算月 | 月 |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者電話番号 |  |

川口市広告掲載基準

　（規制業種又は事業者）

第４条　次に掲げる業種の広告は、掲載しない。

　(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で、風俗営業と規定される業種

　(2)　風俗営業類似の業種

　(3)　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業

　(4)　たばこ

　(5)　ギャンブルに係るもの（公営競技又は宝くじに係るものを除く。）

２　次に掲げるものの広告は、掲載しない。

　(1)　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業者

　(2)　法律の定めのない医療類似行為を行う者

　(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生・更生手続き中の事業者

　(4)　**市税の滞納がある者**

　(5)　本市と係争中の事件がある者

　(6)　川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づき指名停止期間中の者

　(7)　川口市暴力団排除条例（平成２４年条例第５２号）第２条に規定するもの